

常総市在宅医療・介護連携電子ネットワーク事業運用規約

平成30年12月11日 市長決裁

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、常総市（以下「市」という。）の在宅医療患者（以下「支援対象者」という。）を支援する医療機関や介護サービス事業者等が、それぞれ保有する情報を共有し、連携するために利用する在宅医療・介護連携電子ネットワークシステム（以下「電子@連絡帳JOSOシステム」という。）の実施に関して必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑に運用することを目的とする。

(電子@連絡帳JOSOシステムの定義)

第2条 本規約において電子@連絡帳JOSOシステムとは、支援対象者の個人情報の保護を厳重に図りながら、医療機関や介護サービス事業者等が、コンピュータネットワーク技術を活用し、診療・検査や日々のケア等から得られたそれぞれの情報を共有することで多職種連携を図り、支援対象者に質の高い医療・介護サービスを提供することを目的とした仕組みと定義する。

(支援対象者)

第3条 電子@連絡帳JOSOシステムの支援対象者は、常総市民で介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の第9条に掲げる被保険者及び法第13条第3項に規定する住所地特例適用被保険者とする。

(運用主体)

第4条 電子@連絡帳JOSOシステムの運用は、市が行うものとする。

2 市は、電子@連絡帳JOSOシステムの運用について、契約した事業者（以下「契約事業者」という。）に委託することができる。

3 契約事業者は、契約内容に基づき、電子@連絡帳JOSOシステムの運用業務を行うものとする。

(契約事業者の責務と協力事項)

第5条 常総市は契約事業者に対して、電子@連絡帳JOSOシステムの運用業務にあたり、次に示す法令等を遵守させるものとする。

(1) 個人情報保護法（平成15年法律第57号）

(2) ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン（総務省）

(3) ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン（総務省）

(4) 医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン（経済産業省）

(5) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（厚生労働省）

(6) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）

2 契約事業者は、電子@連絡帳JOSOシステムを構成するハードウェア及びソフトウェアの維持管理を実施するとともに、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

3 契約事業者は、電子@連絡帳JOSOシステムの運用業務に携わる要員に対し、個人情報の保護等に係る教育及び訓練を実施しなければならない。

4 契約事業者は、電子@連絡帳JOSOシステムの稼働状況を監視するとともに、システムの異常や情報漏洩等の事故が発生した場合、又は市から不具合の連絡を受けた場合、次の事項を実施・協力するものとする。

(1) システムの異常、不具合、情報漏洩状況等を確認・調査に協力する。

(2) 原因を分析し、復旧に向けて関係機関と連携し、早期復旧に努める。なお、情報漏洩事故については、被害規模の確認をするとともに、今後の対処予定の検討を行う。

(3) 状況、復旧予定、今後の対処予定等を、市に報告するとともに、利用者等に影響が及ぶ場合は、状況に応じてポータルサイトサービス等により周知するものとする。

(4) システム運用業務の一環で対応できない再発防止策が必要と思われる場合は、その内容を整理し、市に報告するものとする。

第2章 利用に関する事項

(利用施設)

第6条 電子@連絡帳JOSOシステムを利用する医療機関、介護サービス事業者等（以下「利用施設」という。）は、市が推進する在宅医療と介護連携の趣旨を理解し、市の取組みに協力できる医療機関や介護サービス事業者等とする。

(利用者)

第7条 電子@連絡帳JOSOシステムを利用する者（以下「利用者」という。）は、利用施設に属する者で、市が利用許可を認めた次に掲げる者とする。

(1) 常総市地域包括支援センター職員

(2) 医師・歯科医師

(3) 薬剤師・歯科衛生士

(4) 管理栄養士

(5) 保健師・看護師・准看護師・助産師

(6) 理学療法士・作業療法士・言語療法士

(7) 介護支援専門員

(8) 本事業に参加する医療機関が認めた者

(9) 本事業に参加する介護サービス事業者が認めた者

(10) その他市が認める医療・介護関係の者

(利用申請)

第8条 電子@連絡帳JOSOシステムの利用を希望する場合、利用施設の代表者等（以下「施設管理者」という。）は、『常総市電子@連絡帳JOSOシステム利用申請書』を、市に提出しなければならない。

(利用申請の結果通知)

第9条 市は、前条の申請があった場合、利用の適否を審査し、その結果について、『常総市電子@連絡帳JOSOシステム利用申請結果通知書』により、施設管理者にその旨を通知する。

(利用権の設定)

第10条 市は、第8条の申請が適正と認めた場合、利用者個人毎に専用の利用者識別番号（以下「ユーザーID」という。）と暗証番号（以下「パスワード」という。）の付与を行う。

2 施設管理者は、前項のユーザーIDとパスワードを付与された場合、利用者にユーザーIDとパスワードを通知するものとする。

3 利用者は、付与されたユーザーIDとパスワードを自らの責任で管理するとともに、必要に応じて変更するものとする。

4 利用者は、付与されたユーザーID又はパスワードが不明になった場合、速やかに施設管理者に報告するものとする。

5 施設管理者は、前項の報告を受けた場合、速やかに市に報告するものとする。

6 市は、前項の報告を受けた場合、速やかに当該利用者のユーザーIDを停止するとともに、新たなユーザーIDとパスワードを付与するものとする。

(利用環境の整備)

第11条 施設管理者は、電子@連絡帳JOSOシステムを利用するために必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器及び接続用通信回線、インターネットプロバイダ契約等について、自己の費用と責任において整備するものとする。

(利用申請の変更)

第12条 施設管理者は、状況の変化により、第8条の規定による申請内容に変更が生じた場合、速やかに『常総市電子@連絡帳JOSOシステム利用申請変更届』を、市に提出しなければならない。

(利用の廃止)

第13条 施設管理者は、電子@連絡帳JOSOシステムの利用を廃止する場合、速やかに『常総市電子@連絡帳JOSOシステム利用廃止届』を、市に提出しなければならない。

(利用に関する問合せ)

第14条 施設管理者又は利用者は、電子@連絡帳JOSOシステムの利用にあたり、利用方法、ユーザー情報、障害時の対応等に関する疑問点が発生した場合、市に問合せすることができるものとする。

2 市の問合せの対応時間は、月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から1月3日までは除く。）の9時から17時までとする。

(個人情報の取扱い)

第15条 利用者は、電子@連絡帳JOSOシステムの利用にあたり、市が定める「電子@連絡帳JOSOシステム利用に係る個人情報取扱いガイダンス」を遵守しなければならない。

第3章 サービス内容

(サービス内容)

第16条 電子@連絡帳JOSOシステムは、利用者間でのみ共有・連携できる情報（以下「連携情報」という。）と、広く一般に公開する情報（以下「公開情報」という。）を提供するものとする。

2 前項にかかわらず、第1条の目的達成に必要なサービスを電子@連絡帳JOSOシステムに設けることができるものとする。

(支援対象者の同意)

第17条 利用者は、連携情報を電子@連絡帳JOSOシステムに保管する場合及び他の利用者とは共有する場合、『常総市電子@連絡帳JOSOシステム参加同意書』により、支援対象者本人の同意（支援対象者本人の同意が困難な場合は、その家族又は親族等の同意）を得た上で、市に提出しなければならない。

2 連携情報について、支援対象者本人から削除の申出（支援対象者本人の申出が困難な場合は、その家族又は親族等の申出）があった場合、市はこれに応じなければならない。

3 前項の削除の申出を受けた場合、市は電子@連絡帳JOSOシステムで所定の操作を行い、当該情報の「支援中止」の設定を行うものとする。

(連携情報へのアクセス)

第18条 利用者は、許可された連携情報にのみアクセスすることができるものとする。

(連携情報の保管)

第19条 連携情報は、市と契約事業者の契約がある限り、電子@連絡帳JOSOシステム内に保管されるものとする。

2 市は、システムの運用上必要な判断に基づき、保管してある連携情報の一部もしくは全部を削除することができるものとする。また、契約事業者に削除するよう指示することができるものとする。

(連携情報の取扱い)

第20条 連携情報は、診療情報、医療情報及び介護情報等の参照情報として取扱うものとする。

2 連携情報の内容について、市及び契約事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面からも保証しない。ただし、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に示されている電子署名を施した情報に関しては、完全性と正確性は担保されるものとする。

(連携情報の災害時利用)

第21条 第1条の目的及び第15条のサービス内容に限らず、市内で発生した震災・水害等の災害時において、市が必要と判断した場合、当該災害から市民の生命、身体等を保護することを目的に、連携情報を利用できるものとする。

2 災害時における連携情報の利用について、事前に『常総市電子@連絡帳JOSOシステム参加同意書』により、対象者本人の同意（支援対象者本人の同意が困難な場合は、その家族又は親族等の同意）を得るものとする。

(公開情報の内容)

第22条 公開情報は、不特定多数の閲覧者がパソコン等を利用して自由にアクセスできるものとし、電子@連絡帳JOSOシステムの概要や利用施設の情報等を掲載し、広く一般に公開するものとする。

2 公開情報は、情報の公開を承諾した利用施設の名称や連絡先等とする。

(公開情報の管理)

第23条 市は、掲載情報の更新等、公開情報の管理を行うものとする。

2 市は、公開情報を通告なしに削除することができるものとする。

(情報のバックアップ)

第24条 契約事業者は、電子@連絡帳JOSOシステムに保管されている情報について、契約内容に基づきバックアップを行うものとする。

(サービス内容の変更)

第25条 市は、電子@連絡帳JOSOシステムのサービス内容について、契約事業者と協議した上で、必要と認めた場合、適宜変更することができるものとする。ただし、サービス内容の変更を行った場合、市は、施設管理者及び利用者に変更した旨を、ポータルサイトサービス等を通じて確実に周知するものとする。

(サービスの一時停止)

第26条 市は、次のいずれかが起こった場合、施設管理者及び利用者に事前に通知することなく、一時的に電子@連絡帳JOSOシステムのサービスを停止することができるものとする。

(1) システムの保守を緊急に行う必要がある場合

(2) 火災、停電等により、システムの維持及びサービスの提供ができなくなった場合

(3) 天災又は不慮の事故等により、システムの運用が不可能になった場合

(4) その他、運用面又は技術面から、一時的な停止が必要と判断した場合

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合、市は、一時的に電子@連絡帳JOSOシステムのサービスを停止できるものとする。

3 前2項により利用施設に損害が発生した場合、市及び契約事業者はいかなる責任も負わないものとする。

(サービスの中止)

第27条 市は、電子@連絡帳JOSOシステムのサービスを中止する場合、施設管理者及び利用者に対して、少なくとも1カ月前に予告をした上で中止するものとする。

第4章 留意事項

(ユーザーID、パスワードの管理)

第28条 利用者は、市から付与されたユーザーID及びパスワードの利用及び管理について一切の責任を負うものとし、自己のユーザーID及びパスワードにより、電子@連絡帳JOSOシステム上でなされた一切の行為及びその結果について、利用者が責任を負うものとする。

2 ユーザーID及びパスワードが漏洩し第三者の知るところとなり、結果として連携情報が保護されない場合は、関係法令等の規定により法的責任が問われるおそれがあるため、利用者は細心の注意をもって管理しなければならない。

(ユーザーID、パスワードの一時停止)

第29条 市は、ユーザーID及びパスワードの漏洩、不正アクセス等が認められた場合、当該利用者の了承を得ることなく、当該ユーザーIDの利用を一時停止することができるものとする。

2 市は、前項の実施に際して緊急を要する場合、契約事業者に作業の代行を依頼できるものとし、契約事業者は、作業後速やかに市に報告するものとする。

3 前2項により、当該利用者に損害が発生した場合、市及び契約事業者は、いかなる責任も負わないものとする。

(機密保持)

第30条 施設管理者は、電子@連絡帳JOSOシステムの利用にあたり、利用者の責任を明確にするとともに、利用者に機密保持の責任を持たせるものとする。

2 市、施設管理者及び利用者は、電子@連絡帳JOSOシステムの利用にあたり、連携情報に対するセキュリティ対策を講じるものとする。

3 市、施設管理者及び利用者は、連携情報について、個人情報保護法（平成15年法律第57号）及び関係法令等を遵守するとともに、機密保持の責任を負うものとする。

(利用者の教育)

第31条 施設管理者は、利用者が本要綱及び関係法令を遵守するために、利用者へのセキュ

リティ教育を定期的実施するとともに、重大なセキュリティ事故等に対しては、都度実施するものとする。

2 契約事業者は、前項のセキュリティ教育について、必要となる情報の提示等の協力を行うものとする。

(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)

第32条 利用者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合、速やかに施設管理者を通じて市に報告を行い、その指示を仰ぐものとする。

2 市は、前項の報告を受けた場合、その内容の重要度に応じて、契約事業者に報告と技術的な相談を行うものとする。

3 契約事業者は、市からセキュリティ事故及びその防止に対する対策の検討を依頼された場合、協力を行うものとし、その対応範囲等については、市と契約事業者間で協議するものとする。

(利用者の意識高揚)

第33条 施設管理者は、利用者による連携情報の紛失、消失及び損傷を防止するため、机上の整理整頓や電子@連絡帳JOSOシステムを利用するパソコン等の適正な管理を実施するとともに、外部からのダウンロード、USBメモリ等の可搬記録媒体の利用、電子メールの操作等について、特段の注意を払わなければならない。

(ソフトウェアの使用)

第34条 施設管理者は、連携情報を保護するため、利用者の個人的な行動を抑制し、外部から調達したソフトウェアは、ソフトウェア使用許諾契約書の内容を遵守し、検証済みのものを使用するものとする。

(コンピュータウィルス対策)

第35条 施設管理者は、電子@連絡帳JOSOシステムを利用するパソコン等に、ウィルス対策ソフトを導入するものとする。また、施設管理者は、定義ファイルの更新等の維持管理について、責任をもって実施するものとする。

(可搬記録媒体の取扱い)

第36条 施設管理者は、利用者が取扱う可搬記録媒体(USBメモリ、CD、DVD、FD、磁気テープ、印刷された用紙等)について、情報の漏洩を防止するため、利用施設内で一定の取決めを行い、利用、保管、廃棄について管理するものとする。

2 前項により、万一情報漏洩等により、何らかの損害が発生しても、市及び契約事業者は責任を負わないものとする。

(可搬端末の取扱い)

第37条 施設管理者は、利用者が取扱う可搬端末(タブレット、スマートフォン等)は、施設管理者が利用者に配布するとともに施設管理者の責任において一元的に管理するものとする。

2 前項により、万一情報漏洩等により、何らかの損害が発生しても、市及び契約事業者は責任を負わないものとする。

(電子証明書の管理)

第38条 利用者は、電子@連絡帳JOSOシステムを利用するために貸与された端末以外の端末に、電子証明書をインストールしてはならない。

2 利用者は、電子@連絡帳JOSOシステムを利用するための電子証明書をインストールした端末を亡失若しくは使用をやめた場合は、直ちに施設管理者に報告するとともに、電子証明書を失効しなければならない。

3 施設管理者は、前項により報告を受けた場合は、電子証明書の失効を確認しなければならない。

4 前4項により、万一情報漏洩等により、何らかの損害が発生しても、市及び契約事業者は責任を負わないものとする。

(禁止事項)

第39条 利用者は、電子@連絡帳JOSOシステムの利用に際して、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反すること。
- (2) 犯罪的行為に結びつくこと。
- (3) 他の利用者又は第三者の著作権を侵害すること。
- (4) 他の利用者又は第三者の財産、プライバシー等を侵害すること。
- (5) 他の利用者又は第三者を誹謗中傷すること。
- (6) 本要綱に掲げる規定に違反すること。
- (7) 第7条の利用申請の際に、虚偽の申請を行うこと。
- (8) 保管されている情報の改ざんを行うこと。
- (9) ユーザーID及びパスワードを不正に使用すること。
- (10) 貸与された端末以外の端末に電子証明書をインストールすること。
- (11) 電子@連絡帳JOSOシステムの運用を妨害すること。
- (12) その他市が利用者として不適切と判断したこと。

2 利用者が、前項のいずれかに該当する行為をした場合、市は、当該利用者に事前に通告又は催告することなく、利用者の資格を停止することができるものとする。

3 市は、前項の実施に際して緊急を要する場合、契約事業者に作業の代行を依頼できるものとし、契約事業者は、作業後速やかに市に報告するものとする。

4 利用者が、本条第1項各号のいずれかに該当する行為をしたことにより、市又は契約事業者が損害を被った場合、市又は契約事業者は、利用者に対し被った損害の賠償を請求できるものとする。

第5章 その他

(規約の変更)

第40条 市は、施設管理者及び利用者の上承を得ることなく、本規約の変更等を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、市は、必要に応じて契約事業者と協議するものとする。

3 本規約の変更等を行った場合、市は、施設管理者及び利用者に対し、変更した旨をポータルサイトサービス等により周知するものとする。

(規定の制定)

第41条 市は、電子@連絡帳JOSOシステムの利用及び運用に関し、必要に応じて規定等を制定するものとする。

2 前項の制定を行った場合、市は、利用者に対し、制定した旨をポータルサイトサービス等により周知するものとする。

附 則

本規約は、平成31年1月4日から施行する。

更新日: 2019年2月14日 17:26